

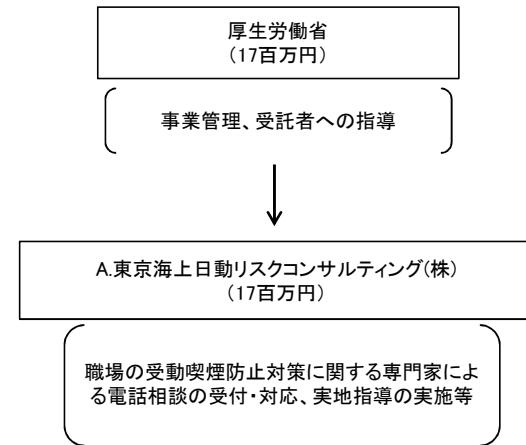
平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	職場における受動喫煙防止対策事業		担当部局	労働基準局安全衛生部	作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	事業開始年度：平成23年度		担当課室	労働衛生課	泉 陽子		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	III-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。			
根拠法令(具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画 がん対策推進基本計画(平成24年6月8日) 労働政策審議会建議(平成22年12月)			
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	平成22年12月の労働政策審議会建議では、労働者の健康の保護の観点から全面禁煙又は空間分煙を事業者の義務とすることが適當とされている。受動喫煙防止対策について、事業者における効果的な対策の実施を支援するため、喫煙室の設置の方法等の技術的な内容について専門的な見地から相談・助言(実地含む)を行い、職場の受動喫煙防止対策の取組を促進することを目的とする。						
事業概要(5行程度以内。別添可)	新たに受動喫煙対策を行うにあたって、既存の喫煙室の改善方法等、受動喫煙防止対策を行うまでの技術的な内容に関する事業者からの問い合わせについて、電話による無料相談窓口を開設し、労働衛生コンサルタント等の専門家が各事業者の個別の状況に応じた助言を行う。また、電話による対応のみでは不十分と判断される場合は、事業者の希望を確認した上で、実地指導についても無料で実施するほか、事業者団体等から希望がある場合には当該団体の会合等に赴き、集団説明を行う。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	当初予算	12	25	77	75		
	補正予算						
	繰越し等						
	計	12	25	77	75		
	執行額	12	17				
執行率(%)	100	68					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)
	【平成23年度まで】 実地指導を行った事業場から有用であった旨の回答を受けた割合		成果実績 % 達成度 %	100 125			
	【平成24年度から】 平成24年度中に実施するアンケートによる実態調査で、「全面禁煙」又は「空間分煙」による受動喫煙防止対策を講じている事業場の割合を、70%以上とする。		成果実績 % 達成度 %		集計中 集計中	70	
	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	【平成23年度まで】 事業場からの電話相談受付件数		活動実績 (当初見込み) 件	222 (605)			
	【平成23年度まで】 事業場への実地指導件数		活動実績 (当初見込み) 件	29 (66)			
【平成24年度から】 専門家による電話相談受付件数の1か月当たりの平均実績件数を平成23年度実績に対し2割以上増加させる。		活動実績 (当初見込み) 件		18.9 (44.4) (44.4)			
【平成24年度から】 実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数を平成23年度実績に対し2割以上増加させる。		活動実績 (当初見込み) 件		2.67 (5.80) (5.80)			
単位当たりコスト	63,885(円/件)		算出根拠	本事業に係る委託費:16,546,257円 電話相談受付件数+実地指導件数:259件 $16,546,257 \div 259 = 63,885$ (円)			
平成25・26年度 予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	委託費	77	75	実地指導回数及び受動喫煙防止対策に関する手引き作成委員会の開催数を見直したことによる減			
	計	77	75				

事業所管部局による点検

項目		評価	評価に関する説明
国 必 要 投 入 の 性 能	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	受動喫煙による健康への影響は明らかとなっている中、全面禁煙又は空間分煙による措置がなされている事業場は平成23年の時点では48%であり、特に規模の小さい事業場や顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供する業種では対応が遅れている。また、がん対策推進基本計画において2020年までの目標として「受動喫煙の無い職場の実現」が掲げられている。 なお、平成23年の労働災害防止対策等重点調査では、34.4%の事業場が「職場の受動喫煙防止対策の取り組みに当たり問題がある」と回答していることから、本事業については、一定のニーズがあり、国費を投入してそれに応えるものである。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	平成22年12月の労働政策審議会建議において、国は事業者を支援するため、喫煙室の設置の問い合わせに対する専門家の派遣等の技術的支援を行うべきであるとされ、これに基づいて国が行っている事業であり、優先度は高い。
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	全面禁煙又は空間分煙による措置がなされている事業場は平成23年の時点では48%であり、受動喫煙防止対策を行おうとする中小事業主を直接支援している事業である。
事業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	本事業は、一般競争入札(最低価格落札方式)により調達を実施している。
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は労働者の健康を保護する観点から、事業者に対して支援を行うものであり、事業者から微収した労災保険料から経費を支出しており、受益者との負担関係は妥当である。
	単位当たりコストの水準は妥当か。	△	現状の委託費では専門家の旅費・謝金やそれにかかる人件費等必要な経費に限定しているものの、単位あたりコストの削減を目指し、業務の効率化等さらなる改善が望まれるところ。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—	—
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	委託費のほとんどが事業場からの相談、実地指導及び説明会に対する専門家への謝金及び旅費に使用されており、事業の運営に必要なもののみに限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	本事業は、事業場における全面禁煙や空間分煙等の受動喫煙防止措置の義務化(関係法律改正)に対応する事業者を支援することを目的として開始されたものであるが、改正法案が平成24年11月の衆議院解散に伴い廃案となり、受動喫煙防止措置が未だ事業場の義務となっていないことが、制度の活用に至らなかった最も大きな原因と推定される。 加えて、受動喫煙の健康への影響について、各事業場において対策が必要との判断に至るまでには浸透していない点等も関係していると推測される。
事業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果のあるいは低成本で実施できているか。	△	本事業は、受動喫煙防止対策に取り組む事業場からの具体的な相談に対し、専門家が個別に対応するものであり、かつ、電話のみの相談では対応が十分に行えない場合は実地指導を行うことにより、実効性の高いものとしている。 平成25年度から、事業者における受動喫煙対策の意識を醸成するため、全国で集団指導を実施することとしている。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	×	「事業の効率性」の項「不用率が大きい場合、その理由は妥当か。」欄を参照。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	本事業における電話対応や実地指導により得られた意見や改善すべき点等については、関係者間で共有し、以後の対応に反映するとともに、事業の改善に活用することとしている。また、本アンケートによれば、本事業で相談したほとんどの事業者は満足している。
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—	
	事業番号 類似事業名 所管府省・部局名		
点 検 結 果	成果目標は集計中、活動指標は未達成であるが、労働安全衛生法の一部改正法案の成立により、事業場において受動喫煙防止対策への対応が必要となれば、これまで以上に中小企業を中心とした事業の周知に努め、制度の活用を促すことにより、その推進を図る必要がある。 これまでの活動実績を踏まえ、より適切な事業の実施に向けて、平成25年度開始分から全国で実地指導を実施するなど内容を見直したところであり、今後もその実績を踏まえ所要の見直しを行う必要があると考えられる。		
外部有識者の所見			
点検対象外			
行政事業レビュー推進チームの所見			
事業内容の改善コストの低い他の手段で同等以上の成果を引き出すという観点から、必要経費の見直しにより、予算を縮減するべき。			
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
縮減	活動実績を踏まえ、実地指導回数及び受動喫煙防止対策に関する手引き作成委員会の開催数を見直したことによる減		
備考			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年	—	平成23年	0045
		平成24年	0891

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途 <small>(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)</small>	A. 東京海上日動リスクコンサルティング(株)			E.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	事業費	専門家・事務局の謝金・旅費、事務局の人物費、通信・運送費等	14			
	周知広報経費	HP作成・更新費用、パンフレット作成・配布等	1			
	管理諸経費	光熱水道費、家賃、減価償却費等	1			
	消費税	消費税	1			
	計		17	計		0
B.			F.			
費目・使途 <small>(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)</small>	C.			G.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	計		0	計		0
D.			H.			
費目・使途 <small>(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)</small>	E.			F.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	職場の受動喫煙防止対策に関する専門家による電話相談の受付・対応、実地指導の実施、周知啓発業務等	17	1	79